

平成21年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

6月8日（月）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 川 口 浩 史 議員

第10番議員 清 水 正 之 議員

第12番議員 松 本 美 子 議員

日程第 2 議案第46号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）

日程第 3 議案第47号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）

日程第 4 議案第48号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）

日程第 5 議案第49号 町道路線を認定することについて（道路敷地の寄附）

追加

日程第 6 議員提出議案第3号 農地法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見

書（案）

日程第 7 議員提出議案第4号 子ども医療費無料化を求める意見書（案）の提出に

ついて

日程第 8 議員提出議案第5号 妊産婦検診の全額国費負担を求める意見書（案）の

提出について

日程第 9 議会活性化特別委員会設置及び委員の選任について

日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（13名）

1番 畠 山 美 幸 議員

2番 青 柳 賢 治 議員

3番 金 丸 友 章 議員

4番 長 島 邦 夫 議員

5番	吉	場	道	雄	議員
7番	河	井	勝	久	議員
10番	清	水	正	之	議員
12番	松	本	美	子	議員
14番	柳		勝	次	議員

6番	藤	野	幹	男	議員
9番	川	口	浩	史	議員
11番	安	藤	欣	男	議員
13番	洪	谷	登	美子	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	杉	田	豊
書	記	菅	原	子
書	記	石	橋	仁
			広	
			正	

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	次	副	町
安	藤	兼	総	務
井	上	裕	政	策
中	西	敏	税	務
中	嶋	秀	町	民
岩	澤	浩	健	康
田	島	雄	環	境
水	島	晴	産	業
木	村	一	企	業
田	邊	淑	都	市
小	澤		上	下
田	幡	幸	会	計
加	藤	信	教	育
小	林	一	教	育
大	塚		教	育
水	島	晴	農	業
			産	業

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年嵐山町議会第2回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました第46号議案、第47号議案 町道路線を廃止することについての件、第48号議案、第49号議案町道路線を認定することについての件及び請願第1号 農地法の「改正」に反対する請願の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎発言の訂正

○柳 勝次議長 一般質問に入る前に、さきの平成 20 年第4回定例会での常任委員会所管事務調査報告の総務経済常任委員会の委員長報告で一部誤りがありました。川口総務経済常任委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長からお話がありましたように、平成 20 年第4回定例会、昨年の 12 月議会ですが、私の行った総務経済常任委員会報告につきまして訂正の申し入れがあり、一部誤りがありました。このことについてご報告申し上げます。

訂正の申し入れは2点にわたってございました。1点は、古里地内における埋め立てにより木が枯れたことを報告していますが、申し入れを行った当社と関係があるように受け取られるというものです。訂正の申し入れは、伊奈町に工場がある野崎興業株式会社です。野崎興業株式会社は、改良土を製造しています。今回訂正の申し入れがあったため、報告書を再読しました。報告書には次のようにありました。「古里地区の現場は嵐山郷近くにあり、

埋め立てにより木が枯れているのを確認した。枯れ木は埋め立て現場を一周にわたっていた」とあります。続いて、学校法人タイケン学園の方の参考人招致を行うため、「参考人要請書の前文に古里地区での木が枯れている状況から、このようなことが起きないように意見を聞きたいということを書くことになった」とあります。これが古里の枯れ木における記述です。

野崎興業株式会社またはこの野崎興業株式会社と関連のある緑産業株式会社の記述は、タイケン学園からの回答書の中にあり、その後質疑の中にもあります。しかし、これが続けて読んでみましても、古里の枯れ木と野崎興業株式会社との関連があるようには考えられないわけであります。ですから、このままでもよいと思いますが、しかしもう少し前後の文脈を分けるため、次のような文を入れたいと思います。先ほどの「参考人要請書の前文に古里地区での木が枯れている」とありますが、「古里地区での」の前に「かつて別業者による埋め立てで」という文言を入れたいと思います。続けて読みますと、「参考人要請書の前文に、かつて別業者による埋め立てで古里地区での木が枯れている」というようになります。

2点目は、野崎興業株式会社を視察した際の報告に「改良土は下水処理場から発生する汚泥」とあります。訂正の申し入れは、下水処理場の汚泥は使用しておらず、浄水場の汚泥であるということです。そこで、野崎興業株式会社のパンフレットを確認したところ、浄水場の汚泥と記載されておりました。したがって、下水処理場の汚泥とあるのは誤りで、浄水場の汚泥に訂正いたします。この点につきましては、野崎興業株式会社様におわびいたします。

以上です。

◎一般質問

○柳 勝次議長 続いて、一般質問に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○柳 勝次議長 本日最初の一般質問は、第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) それでは、一般質問を行います。日本共産党の川口浩史です。

初めに、裁判員制度の支援についてであります。樋渡検事総長は、裁判

員制度が始まった5月21日、次のようにあいさつをしております。「本日裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行を迎えました。裁判員制度が始まるきょう5月21日は、日本の司法にとってはもちろんのこと、日本の民主主義の発展にとっても末永く記憶される歴史的な日となるであります」というあいさつであります。大日本帝国憲法下に一時国民の裁判参加はありましたが、国民主権に立つ現憲法が成立して62年を経ての改革ですから、末永く記憶される歴史的な日となることは間違いないと思います。しかし、国民は好意的にはとらえておりません。裁判員として裁判に参加したいかという問いに、日本テレビのアンケートでは43.5%、NHKでは58%の方が参加したくないという結果でありました。両方とも最近の調査であります。これでは幾ら市民感覚を取り入れた裁判にしたいといっても、義務的に参加するのが落ちであります。国民の意識状況を見た制度の開始が必要であったと思います。さて、そういう中でも開始した以上、もうやめることはないと思います。ですから、よいものにしていく必要があると思います。

そこで、小さい子供や自宅介護をしている方は安心して裁判員として参加できるのか伺いたいと思います。

2点目に、こども課についてであります。町民の利便性から設置をされましたが、名実ともに子供が生き生きとした町にするために、こども課の役割として子どもの権利条約に学び、生かしていくことが必要と考えます。町のお考えを伺いたいと思います。

3つ目に、新型インフルエンザについてであります。これは、今議会の一般質問の中にも出されておりますが、4点にわたって伺いたいと思います。

①として予防対策についてであります。学校、保育園、介護施設、外国人、町民に対してであります。

②は、かかった場合のことです。学校、保育園、介護施設、外国人、町民に対しての件について伺います。

③は、母子や父子家庭で親がかかった場合、子供はどのようなのか伺いたいと思います。

④は、資格証明書の方がかかった場合の対応について伺いたいと思います。

最後に、自殺予防についてです。昨年の自殺者が5月14日の警察庁の発表で3万2,249人ということでありました。これで1998年から11年連続で3万人を超えたこととなります。今年は一層の景気悪化から、さらに自殺者がふえるという予測があります。もはや個人の問題というよりも、社会的問題として支援が必要であることが言えます。

そこで、①として町民の自殺者はいるのか伺いたいと思います。

②は、いた場合、原因は何であったのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

③は、対策について伺います。

以上、大きく4点にわたってご質問をいたします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、1番の裁判員制度につきましてお答えをさせていただきます。

議員さんご案内のように先月の21日に法が施行になりまして、アンケートによりますと、多くの方が不安を抱えたままのスタートだったということでございます。裁判員に選ばれた場合、原則として辞退ができないというふうなことでございまして、ただし一定の理由があれば、その理由が認められれば、辞退もできるというふうな仕組みになっております。昨年の11月末に裁判員の候補者、全国で29万5,000人というふうに言われております。嵐山町では46人でございますけれども、調査票が送られました。この調査票を送られた方の中で、まず第1段階でございまして、70歳以上の方あるいは学生さん、重い病気や障害のある方、この方につきましては申告をし、その申告の結果、辞退が認められる方というふうなことでございまして、

それから、具体的な裁判が早ければ今月中にも始まるというふうに言われてございまして、1回の裁判で呼び出される人数が50人から100人ということでございます。呼び出し状が届くわけでございますけれども、ご質問の中のお子さんの養育や家族の方の介護と、こういった方はどうなのかということでございますけれども、制度上はそういう方がいるからといって直ちに辞退できるわけではないというふうなことでございまして、ポイントは、かわりができる親族等がいるかどうか、これを裁判所が個々のケースごとに判断をするというふうなことでございまして、最高裁から出ている資料を見ますと、ほかに面倒を見る人がいなければ認められる可能性が高いというふうなことでございまして、

ただ、辞退をしないで参加したいという方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった場合は、最高裁のこの資料ですと、裁判所でも一時保育のサービスの紹介をするようでございますけれども、それぞれ出身の市町村において保育サービスあるいはショートステイ等の介護サービス、これらを紹介をするというふうなことでございまして、

以上です。

○柳 勝次議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 私からは、ナンバー3の新型インフルエンザについての①から③についてお答えを申し上げます。

一般的に新型インフルエンザにつきましても通常のインフルエンザと同様に、感染防御に努めることが重要だと言われております。今回の新型インフルエンザの出現でマスコミ等でたびたび報道されておりましたけれども、インフルエンザの多くはせきですとかくしゃみ、会話等で飛散した飛沫粒子により感染をいたします。発症してから3日程度までが感染力は特に高く、1週間程度までウイルスを排出するというふうにと言われております。そのため外出後の手洗いやうがいですとか、マスクの着用を励行するとともに、流行地への渡航ですとか、人込み、繁華街への外出を控えることが重要となっております。また、日ごろからバランスよく栄養をとりまして、十分に休養をとりまして、体力や抵抗力を高めることも大切だというふうにと言われております。こうしたことを踏まえまして、学校や保育園、介護施設等、特に集団生活を送っているところでは感染の拡大が一気に広がる可能性が高いということもありまして、国や県からの通知に基づいた基本的な予防対策に努めていただいております。また、学校や幼稚園につきましては、発熱による欠席者がいた場合こども課への報告や、患者が発生した場合の臨時休業の際の対応の検討等につきましても別途依頼をしているところでございます。このほか小中学校や幼稚園をはじめといたしまして、町内の公共施設の入りに外部からの感染防止のための消毒用のスプレーを設置をさせていただきました。

外国人に対しましては、町では特に特別な対応をとっておりませんけれども、県の国際課で日ごろからネットや電話を通して、さまざまな情報を提供しております。今回のインフルエンザにつきましても支援を行っております。

町民につきましては、今年の2月の広報嵐山でもインフルエンザ対策につきまして載せさせていただいておりますけれども、今回の新型インフルエンザの国内発生を受けまして、発熱相談センターの連絡先ですとか基本的な予防対策につきまして回覧でお知らせをいたしました。また、庁内の連絡体制を整備しまして、発生の際に備えております。

次に、かかった場合ということでございますけれども、いずれの場合にいたしましても、まずは保健所の指示に従いまして、適切な対応に当たることが基本だというふうに考えております。この場合学校や保育園、通所系の介護施設等につきましては、一定の期間臨時休業ということも想定がされます。

続きまして、母子、父子家庭で親がかかった場合の子供の対応ということでございますけれども、まずは身内の方に連絡をとらせていただきまして、

親が回復するまで見ていただくというのが第一だというふうに思っております。こうした身内の方がいない場合でございますけれども、この場合には県内の乳児院ですとか児童養護施設、こういったところをお願いをするということになるかと思えます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 私のほうからは、ナンバー3の新型インフルエンザについてのうちの④、資格証発行者がかかった場合の対応についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、資格証明書の交付によります医療受診、こちらにつきましては、ご承知のとおり一たん医療にかかった場合には窓口で10割の負担をしていただくということになってございます。しかしながら、このたびの新型インフルエンザの感染拡大防止の対策といたしまして、5月18日付で厚生労働省保険局国民健康保険課長及び同医療課長の連名によりまして、地方の厚生支局、それから県の主管課、そして国民健康保険主管課ということで通知が出されてございます。この内容が新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてという通知でございます。この内容は、資格証明書発行世帯の方が新型インフルエンザの疑いがあり、発熱相談センターに相談の上、発熱外来で受診した場合には、その提示された資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととするという内容でございます。つまりこの要件に該当いたしまして受診された方の場合には、窓口の負担が一般の保険証を持って受診した場合と同じ負担、通常ですと3割負担というような形で取り扱うというものでございます。なお、この取り扱いにつきましては、5月の診療分から適用するということになっております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからは4番目のことについてお答えを申し上げたいと思えます。

小川警察署に伺ったところ、先ほど川口議員からお話がありましたように、平成20年中の全国では3万2,249人と、そして埼玉県内では1,653人、対前年比で68人ふえているというふうなお話でございました。町民の自殺者はいるかということでございますけれども、これについては公表されていないということでわかりません。

そして、いた場合の原因はということですが、これは全国的なことではちょっとお話をさせていただきたいと思えます。埼玉県内の統計あるいは国の

統計でもほとんどそんなに変わらないようございまして、一番多いのは健康問題、これが先ほど申し上げました埼玉県内で1,653人のうちの883人、約53.4%が健康問題と、そしてその次が経済、生活の問題、これが352人で21.3%、そして家庭の問題が155人で9.4%と、この3つを合わせますと約84.1%となるそうございまして。これは、全国でもこの順位は変わってございません。

そして、対策ということでございすけれども、自殺対策基本法が平成18年の10月に施行されたということで、これを受けて自殺総合対策大綱というのが平成19年の6月に閣議決定がされているというふうなことでございす。この中をちょっと見ていきますと、生きやすい社会の実現を目指してということで、この大綱を策定をしたというふうなことがタイトルになってございまして、基本的な3つの認識というのがあるのだそうございす。自殺というのは追い込まれた末の死である。そして、自殺というのは防ぐことができる。そして、3つ目は、自殺を考えている人は悩みを抱え込みながら何らかのサインを発しているということとなっております。

そして、次に6つの基本的な考え方、そしてまた当面の重点施策というのがこの中にあるわけございすけれども、それらを受けて3つのポイントがあるというふうに言われております。一つは、周囲の人が自殺を考えているのではないかと思い当たるときどうしたらいいかということで、1番目は周りの人の悩みに気づき耳を傾けるという気づきということ。そして、2つ目がつなぐということで、早目に専門家に相談するように促す、ここでつなぐと。そして、3つ目が見守りをすると、温かく寄り添いながらじっくりと見守るというふうな内容になってございす。

内閣府の中に自殺対策推進室というのが設置をされてございまして、地方公共団体、県レベルでございすけれども、自殺対策連絡協議会というのが既に設置をされているというふうに聞いております。いずれにしても交通事故で亡くなる方というがたしか今5,000人前後になってきたということで、この自殺者が3万人を超えるというのは、とてつもない数字というふうに言っているのかなというふうに考えております。いずれにしても町民に対して実態というのですか、こういうような状況であるというものを何らかの方法でとりあえず情報を流していくというのが当面する課題なのかなというふうに思っているところでございす。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2番のこども課についてのご質問にお答えさせていただきます。

こども課を運営していくのに子どもの権利条約、これを生かした課にすべきだということでございます。全くそのとおりだと思いますけれども、この子供に関する条約ですけれども、1989年に子どもの権利条約ができたということでございます。そして、日本も1994年にこの条約を批准をしたというふうになっています。そして、この条約の前文に、国際連合憲章において人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利をしっかりと守るのだと、自由、正義、平等の基礎、これをしっかりと考慮していくべき。そして、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において基本的人権及び人間の尊厳、価値に関する信念を決意をしたと。そして、国連は世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生及びその他の地位等によるいかなる差別もなしに、すべての権利及び自由を享有することができる、これを宣言をし、合意した。そして、その中にその上で国際連合は世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助について権利を有すると、こういうことが基本とされております。このようなことに沿った形で基本をしっかりと押さえながら、こども課の運営をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 再質問をしてまいりますが、そうすると課長がおっしゃったのは、ちょっとよくわからなかったのですけれども、嵐山町ではこういう小さい子供や自宅介護している人がいた場合に、何らかの措置を行って裁判員として参加できるようにしていくのだよということでおっしゃったのかどうか、ちょっとわからなかったのですけれども、それをもう一度確認したいと思うのです。

おっしゃるように裁判所としては介護や養育に支障を生じると認めた場合には辞退が認められるということなのですけれども、できるだけ参加をしていていただいて、市民感覚を取り入れた、ほかの人が入るから、それはいいのですけれども、その人が入らなくても、そういうふうにシステマ的にはなるから、いいのですけれども、やはり自分たちの町で、あるいは県で起きた事件に対して、平和といいますか、安心して暮らせるまちづくり、それにはやっぱり自分が積極的にかかわっていくということが大事だと思うのです。そういう点では自治意識にも似ている、ボランティア精神にも似ている、そういうふうに思うのです。自分たちの町は自分たちでつくと、そこに基本的なところは起因しているのだというふうに思うのです。ですので、できるだけ参加をしていていただくということが私は大事だというふうに思うわけです。ですので、こうした小さい子供の預かりや介護の預かりというものを何らか

の対策をしていていただきたいというふうに思います。この前、東京のどこの区だったか、ちょっと私区の名前まで記憶にないのですが、そうした援助をして積極的に参加をしていくようにしていきたいのだということで区の方が話しておりましたので、ぜひ嵐山町でもやっていていただきたいというふうに思います。

続けて、こども課についてなのですが、国でも94年に批准しておりますし、町でもやっていていただけるということで、本当によろしくお願ひしたいというふうに思うのです。今町長がおっしゃったというのは私も読み取っているのですが、具体的にではどういう点が大事なのかというところを、日弁連のほうだったかな、そこでちょっと具体的にもう少しみ砕いているのですが、あなたには男か女か、体や心にハンディがあるかないか、あなたが持っている意見や宗教などを理由に差別されない権利があると。男か女か、体のハンディ、障害があるかないか、そういうことでの差別されない権利があると。それから、大人があなたのことについて何か決めるときには、あなたの一番いいようにということを考えて決める権利もあるのだと。大人の都合で決めてはいけないということも言っているのです。お父さんやお母さんは、あなたを励ましたりして、あなたを守り、指導する責任があるわけですが、同時に国はこうしたお父さんやお母さんの意見を大切にする必要だということで、お父さんやお母さんにも意見を聞いていただきたいということと言っているのです、国に対して。そして、あなたは命や成長、健康などが守られる権利があるということでもあります。それから、髪型や服装もあなた自身にかかわるすべてのことについて、あなたは自由に意見を話す権利があり、私たちはそれを認めていくことが必要だということなのです。そして、体罰などの暴力を振るわれたり、いじめなど虐待されることなく、どんなときでも一人の人間として大切にされる権利がある。いじめられている場合には積極的に学校の先生などに話をして、解決をしてほしいということがここにあるのだというふうに思います。

幾つもあるのですが、子供を見てしまう場合、非行とか負の面というものをどうしても見てしまうわけです。私もそうです。だから、もっと規範意識だとか、何か押さえ込むような法制度の確立だとか、そういうものを求めがちなのですが、ここで言っているのは、結局それではいい方向には向かわないのだと、子供の意見を尊重しながらでないと根本的な解決はしないのだということでおっしゃっているのです。

きょうは、秋葉原の事件が起きてちょうど1年だということで朝からニュースで流しておりましたが、あの青年でも子供のときには優秀であったということが報じられたわけです。やはり今の競争の教育の中では彼は優

秀であったのだと思うのですけれども、でもそれだけでは社会としてはだめであったと、だめであったというか、また社会がそういう彼のようなものをつくってしまったということが言えるのだと思うのですが、もっと彼の意見というものを尊重して、勉強ばかりではないのだというところもあれば、違った人生を歩んだというふうに思うのです。どういう裁判の結果になるかわかりませんが、我々が子供を見る場合に子供の意見というものを尊重する、その余裕というものをこの子どもの権利条約というのは言っているのかなって思うのです。そこをしっかりとらえた運営というものをしたいと思っています。

それから、新型インフルエンザの件なのですが、ちょっと気になったのは、外国人に対して具体的なことは町ではやっていないと、県のほうでやっているということでありましたので、外国人がかかってしまった場合には感染拡大につながっていくのではないかなって心配があるのですけれども、その点はこの点で大丈夫なのだよというのがあるのか伺いたいと思います。

それから、デイサービスやショートステイに行っている施設で、この新型インフルエンザの発症があったといった場合には、デイサービスやショートステイというのは中止になるわけですね。家での介護ということになるわけですね。そういった場合の対応というのは、嵐山町の場合きちんとできるのか伺いたいというふうに思います。

それと、タミフルが効くということでもありますので、タミフルの備蓄というのはどの程度あるのか、その点もあわせて伺いたいと思います。

最後に、自殺予防についてです。いろいろ副町長からお話いただきまして、今後この実態を流していくということで、もし悩んでいる方がいましたら、ぜひ思いとどまっていたきたいというふうに思うわけでもあります。

それで、健康面といいますか、昨年一番ふえた年代というのが30代であったということで、一番多いのは3万2,000人がしかの中で50代の方が6,300人、続いて60代が5,700人、40代が4,900人、そして30代の方が4,850人ということなのですが、順番では4番目になりますが、ふえ方というのが30代の方が急なカーブを描いているということなのです。そういう年代も少し見ていく必要があるなって思うのです。

何らかのサインというのがあるのだということなのですが、自殺の番組をやっていたところで、足立区だったと思うのですけれども、自殺するその日に、何回も足立区に来ていろんな相談をしていて、そのときにはいろいろ悩みがあったのだけれども、最後の日是非常に明るかったと、もう僕はこれでやっていきますということを言って帰ったら、その日に自殺をしたということで、意外に自殺者の心理というのはいらないなということをその番組で話をし

ておりました。何らかのサインが通常はあるのでしょうかけれども、この方もだからそれがサインだったのかもしれない。今まで悩んでいて話をしていた者が突如その日に限って明るかったということでもありますので、そういった変化も見ながら、何か相談に来た場合、変化も見ていただきたいなというふうに思うのです。

ちょっと話が逆になってしまったのですが、町としてのそういう相談というものが、悩みの場合、自殺対策の相談窓口、相談というのがあるのかどうかもあわせて伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 裁判員に子育て中の人や介護者を抱える人も当然選ばれる可能性というのはあるわけですが、そういうふうな形で選ばれた場合は、町はどうかということではなくて、ご本人さんの状況あるいは医師がどうしても家族の中でかわりに面倒を見られる方がいらっやらないと、そういった場合はそのような申告をすれば辞退をされる可能性が高いというふうに言われておまして、それでも裁判員として参加したいという方もいらっやるわけです。そういった場合は、呼び出し状と一緒に、一時保育サービスあるいはさまざまな介護サービスの案内状も一緒に同封されるそうです。それで、裁判所から市町村の窓口も紹介をされるというふうに聞いておりますので、相談があった場合は町でも親切丁寧にご相談に対応したいというふうに考えております。

東京都の台東区では一時保育、介護サービスを利用した場合の助成措置というの也被えられているようでございますけれども、嵐山町ではそこまでは今のところ考えておりません。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 外国人の方がかかった場合ということでございますけれども、言葉や習慣の違いですとか情報不足などを補うために、先ほど申し上げましたような埼玉県外国人ヘルプデスクというのがあるのですけれども、そういった中で今どんなことが問題になっているかというようなことを情報を発信しているということでございます。ただ、外国人の多くの方が就業先等で、ある程度情報をつかんでいるのではないかとというふうに思っております。

それから、デイサービスですとかショートステイの休業の場合でございますけれども、まず通所系の施設が利用できなくなった場合ということですね。

れども、この場合にはまず家庭で介護をしていただける場合は、とりあえずそういった形で協力をさせていただくというのが第一かというふうに思っております。また次に、その感染の状況にもよると思うのですけれども、ほかの施設があいているならばそちらの施設に移っていただくというか、利用を変えていただくというふうな方法があるかと思います。それから、どうしてもそういったことができないというふうな場合には、在宅のサービスに切りかえていくというふうな形になるかというふうに思っております。

それから、タミフルの関係なのですけれども、備蓄ということですが、町では特に備蓄はしておりませんで、よく国のほうで報道されておりますけれども、数についてはちょっとうっかりしているのですけれども、ある程度対応ができるというふうなことを聞いております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げたいと思います。

年代については、やはり今川口議員おっしゃったとおりでございます、30歳代というのがふえてきているというのも、そういうふうに報道もされております。いろいろ原因はあるのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても先ほどお話がありましたようにサインに気づくといっても、なかなかそれなりの知識とか経験がないと、やっぱりその辺はまた難しいのかなというふうに思っております。先ほど申し上げませんでしたけれども、当面の重点施策の中に早期対応の中心的役割を果たす人材、ゲートキーパーというふうに呼んでいるのだそうですけれども、これを養成をしていくのだということで、全国的な事例を見ていきますと、研修会を開いたりとか、シンポジウムを開いたりとか、そういうようなこともやっているところもあるのだそうです。そしてまた、町の中で相談の窓口というふうなお話でございますけれども、具体的にここで扱っているというのはございません。それぞれの相談の窓口というのはいろいろな分野であるわけございまして、そういう中で仮にそういう対象の人がいたときに気づくというのですか、その辺はなかなか現実的には難しいのかなというふうには考えております。いずれにしても情報というものをある程度町民のほうに提供していくとか、県レベルで先ほど申し上げましたような研修会だとかそういうものが仮に催されるとすれば、職員を派遣するとかいうものは、今後の課題にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 こども課の関連についてお答えさせていただきます。

条文だとか文言とかということではなくて、それらの気持ちといいますか、心の持ちよう、そういう中身に含まれている内容をしっかり心の中に受けとめてやるべきだというお話でございます。まさにそのとおりだと思うのです。教育委員会こども課でございまして、実はきのう、ちょっと話はそれますが、菅谷中学校の体育祭がございました。それで、やるのかやらないのか、雨がどうだろうこうだろうと、6時半に判断をするということで、係から連絡が行くからということで受けていたのですが、6時半でも雨が降っているし、どうするのだろうなということで、学校の先生は6時半前にももちろん学校に来て、グラウンドはどうだろうということで、判断をどうしたらいいかということでやっていたそうでございます。それで、学校のほうとすると、雨が降れば教室の中で勉強、晴れれば運動会ということで二頭立てで進んでおりますので、いずれにしても子供は来ていますので、外に出ろ、中に入れということですぐ対応がつくわけなのですが、こっちのほうとすると、やるのかやらないのかというのがちょっと気になったのですが、いずれにしてもやるだろうということで学校に行きました。そして、開会式だけ体育館の中で行いました。その体育館の中の開会式の模様なのですが、本当に運動会の開会式ですので、もうちょっと浮ついたような、幾ら高揚した気分が本当に出てくるのかなという感じがあったのですが、入学式、卒業式と同じようにぴしっと無駄口一つ言う子供がない中で、学校の大会旗が入ってきて、各赤団、青団、黄団、それぞれの団の団長が号礼をかけて、やるぞと元気でしっかりやるわけです。そういう子供たちのすばらしい態度というのも全く感心をしたのですが、それとあわせて、先生が子供を見る目というのですか、それから接する態度、そして子供たちと話をするお互いの笑顔、こういうのを見て、まさに教育の現場で、教育長さんから時々報告がありますけれども、大丈夫だよという報告がありますが、本当にそういう実感をいたしました。それだけ教育者として、そして生徒を今おっしゃるような優しい気持ちで、そして導く、お互いにわかり合えるというような態度をとってくれているのだなというふうにしみじみ感じることができました。そういうようなことで、ちょっと学校と違いますけれども、こども課の窓口においても同じような考え方でしっかり接してもらって、基本とするその精神を表にあらわすようなサービスができればというふうに思っております。

○柳 勝次議長 9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 裁判員制度についてなのですが、その必要性が出てきた場合、市区町村と協力しながら一時保育などのサービスができるように努めていきたいというのが今の裁判所の考え方というか、やり方なのです。それにこたえて嵐山町は今のところ考えてはいないのだということで答弁で

あったわけです。そうすると、先ほども申しましたように、参加をしていただくというのは、これからこの町をつくっていく上で大変いい経験をしていただくというふうに思うのです。少なくとも犯罪に手を染めるようなことは私はないのかなって、裁く側に立てば、そしていろいろと協力もしていただけるのではないかと、ボランティアなんかの件でも、これは町長自身もボランティアというのはこれから進めていきたいということでおっしゃっているわけですから、できるだけ選任されたら行っていただけるように町としては努力をすべきだというふうに思うのです。ところが、こうして子供がいた場合に一時保育などを考えてみますということなのですが、先に制度といいますか、安心して大丈夫ですよと、その点は裁判所から来た場合、そういうものをつくっておかなかったら、これはやっぱり断らざるを得ないのではないかなって思うのです。それではいろいろまずいというふうに思うのですけれども、ぜひ、そんなにあることではないわけですので、制度の確立というものをしていっていただきたいと思うのですが、これは課長に聞いたのでは同じ答えしか来ないでしょうから、町長に伺いたいというふうに思います。

それから、平成19年に嵐山町の教育委員会が、子供たちの健全育成を図るための家庭と地域、行政のかかわり方と役割ということで、子供たちの教育の問題ということで書いてあるわけです。子供を取り巻く現状や非行、問題行動の現状をかんがみると、諮問にあるように基本的生活習慣や規範意識を身につけさせることは、子供たちの健全育成を図る上で重要な問題であるということを書いてあります。大変立派な内容になっているなというふうに思うのです。同時に子供たちの現状も知っていないと、問題の根本的な解決にはまたなっていないと。それには子供の意見表明権というものを大事にして、我々聞く側もしっかり聞いていくということがこの子どもの権利条約の基本にあるわけですので、その点よろしく進めていっていただきたいというふうに思います。

そして、行く行くは子どもの権利条例まで、そういう制定もしていっていただきたいなというふうに思うのですが、今質問しても、よくて検討する、悪いと今のところ考えていませんっておっしゃるでしょうから、これは要望だけにしておきます。

それから、新型インフルエンザなのですが、外国人にちょっとこだわってしまうのですけれども、どうしても言葉が通じないというところで、タイムラグ、かかった場合にどうするかというところでの時間差というのが出てきてしまうかなって思うのです。県ではしっかりやっていると聞いていますということでお話ししておりましたけれども、要は嵐山町民としてそれで安心かって言われると、なかなかそれでは心配だなんて思うのです。今だと企業任せ、県任せで

ありますから、もう少し県の状況が安心していただけるのだということまでなっていないと、まずいなと思うのです。しっかりその点県に、この後でいいですから、お聞きいただいて、町民への何らかの形で安心していただけるようなものを出していただければなというふうに思います。

最後に、自殺の関係なのですが、当面ちょっと相談窓口を設けるということはないということで、確かにそこに専門の人がいないと、つくっても意味はないわけですので、今後県の研修会等で参加していただいて、まずは研修をしていってからが始まりだなというふうに思います。その点では今後よろしく願いして、自殺を、今もし悩んでお考えになっているような人は、ぜひ思いとどまっていたきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 清 水 正 之 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本日の2番目の一般質問は、第10番議員、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。私、4点について質問をしたいというふうに思います。

まず第1は、小規模登録制度についてです。この制度そのものは、埼玉県が一番先に制度ができたかなというふうに思うのです。それが今全国に大きく波及をいたしました。全国では411の自治体がこの制度をつくり上げたということで、とりわけ埼玉県の場合は67の自治体がこの小規模登録制度を制度としてつくっているというふうになっています。そういう中で嵐山の場合は限度額が30万というふうになっていると思いますけれども、県内では一番限度額が高いのが500万の日高市、それから町村では130万の毛呂山、越生、川島、吉見、鳩山、この辺が近隣では130万というふうになっています。同時にほかにも2町あるわけですが、またお隣の小川町は100万ということで、滑川が50万というふうになっています。私は、ぜひこの限度額を引き上げていただきたいというふうに考えています。

そこで、昨年度の工事の発注件数と金額について、まず先にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2点目は、昨年度の100万円以下の工事件数が一体どのくらいあったのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、町長のほうには、この限度額について県内こうした状況になっている中で引き上げをしていく考えがあるかどうかお聞きをしておきたいとい

うふうに思います。

2点目ですけれども、国民健康保険についてです。前回は前々回も一部負担金の貸付制度をつくってほしいというお話をしましたが、なかなか実現できないということで、窓口払いと書いてあるのですが、一部負担金の関係です。国民健康保険の44条の1項に患者の一部負担金の減免制度を行った市町村に対しての項目が載っています。実は補助金については、多分県の補助金だと思うのですが、2分の1から3分の2に引き上げを行いました。そうした状況があるのですが、実はこの周知がなかなか図られていないために、県内でも利用している団体が非常に少ないです。県内では幾つかの団体、幾つかの団体というか、市しか利用がされていないのです。町村は、全く利用されていないという状況になってはいます。しかし、こうした制度そのものがあり、補助金が出るわけですから、この制度をきちっと住民に周知をし、そして利用を図っていただきたいというふうに思っています。そうした周知徹底、そして利用を図る方法についてまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、3点目の健診についてです。昨年後期高齢者が始まって、特定健診が始まりました。それで、実は基本健診から特定健診に移ったために項目が少し削られたというか、の部分があります。実はその項目を追加してもらうことと、あわせて無料化ができないかなということでもちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

それで、昨年度の特定健診の結果についてまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

2点目は、がん検診については先日もお話があったわけですが、各種がん検診の受け付け件数と受診件数についてお聞きをしておきたい。

それから、3点目については、その無料化の考え方、それから検診項目の追加についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

この検診の欠けた部分については、白血球と血色素というのは、ヘマトクリットということで、合計してもわずか242円ぐらいです。これは、診療所の事務の方からいただいた資料ですので、金額的にも多分そのとおりになるのだと思います。貧血の部分が抜けているのだというふうに言われました。その部分をぜひ追加をして無料化が図れるかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、4点目については直売所の活用です。これは、すぐやってほしいという問題ではなくて、将来のビジョンとしてちょっと考えていただければというふうに思います。今年度営農推進員が配置をされました。そういう面では一つは、その営農推進員を中心にしながら農業の振興と、それから

雇用の拡大と新製品の拡大、そしてまちおこしができないかどうかのビジョンというか、考え方についてです。そういう面では嵐山町は今田植が真っ盛りの中で、相当数小麦が作付がされています。同時に直売所の中にも野菜がこれからもっともっとふえてくるというふうに思うのです。そういう面では大豆を見ることがなかなかないのですが、大豆、野菜、麦の作付面積と生産量というか、それがわかる範囲で結構です。教えていただきたいというふうに思います。

それから、嵐山の場合はみそ加工をしています。千手堂のみそ、みそ加工組合というのがあるわけですので、その加工施設の人数と一体どのくらい生産ができているのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

今味菜工房の中でうどんをつくり、そしててんぷらをつくりやっています。直売所のところに、郡内を回ってみますと、直売所の敷地内で食べられるところというのは小川と吉見にあるのです。そういう面ではそこに来るお客さんたちがお昼どきにはうどんを食べている人が随分います。嵐山でもせっかく生産が、商品としてつくられているわけですから、あそこの敷地内に、簡単な施設でいいですから、そういう食事ができるような施設ができないかどうか。そして、みそや、あそこでできる、出てくる、米も販売していますから、ぬかも出てくるわけですから、そういうものを使った漬物の加工施設みたいなものが将来できないだろうかというふうに思っています。そのことによって、野菜を生産する人たちは、商品にならないような野菜も加工すれば商品になるし、そこで働く人たちも出てくるし、農業振興にもなるのだろうなというふうに思っています。

そこで、実はふるさと雇用再生特別交付金という中に産業振興分野というものが設けられています。そこには地域のものづくり技術を活用した新商品開発、生産、販売支援の補助金が、これ交付金だと思うのですが、項目としても設けられています。ぜひそうした交付金等も活用しながら、そうした振興も含めた施設そのものがないだろうかというふうに考えています。町長の考え方をまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おむね 10 分間。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時24分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

既に清水議員からの質問が終わっていますので、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、1番の問題でございますけれども、20年度の発注件数181件、金額にいたしまして7億8,700万円。100万円以下の、これ小規模を含んでおりますけれども、件数でございますが、132件、約3,000万円。これ参考まででございますけれども、うち町内業者112件、率にいたしまして84.8%、2,270万円、率にいたしまして75.6%。このうちの小規模登録でございますけれども、54件、363万1,000円でございます。これは、参考でございますけれども、100万円以下のものを見た場合に建築と電気、これはすべて町内でございます。それから、土木、管工事、これはごく一部を除きすべて町内ということでございまして、町内でできるものは町内だという基本方針がこの結果にもあらわれているというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 私のほうからは、ナンバー3の(1)、特定健診の結果並びに(3)の健診項目の追加の部分につきましてお答えをさせていただきます。

まず、特定健診の結果でございますが、平成20年度につきましては、40歳以上の被保険者の方を対象に特定健康診査の目標率を30%、そして特定保健指導の目標率を25%と定めまして、実施をさせていただきました。結果を申し上げますと、特定健康診査の受診者は、人間ドックを含めませんが、1,237人で、これは対象人数3,783人に対しまして、32.7%の受診率になります。目標率の30%を超えております。

また、特定保健指導につきましては、積極的支援の実施人数が1人で、実施率が2.1%、また動機づけ支援の実施人数が68人で、実施率が54.4%でございまして、積極的支援の実施率が目標率に達しておりませんが、動機づけ支援については目標率を超えた指導ができたということでございます。

続きまして、3番の健診項目の追加についてでございますが、平成20年度の特定健康診査の健診項目は、本町におきましては国で示されました基準に基づき健診項目を実施いたしました。特定健康診査の実施につきましては、本町を含めまして比企管内の市町、これにつきましては比企医師会との委託契約に基づいて実施をさせていただいております。平成20年度の実施状況を踏まえまして、21年度の実施につきましては、昨年11月21日に開催されました比企医師会と比企管内市町村の国保保険担当者会議を

始めまして協議を重ねてまいりました。その中で幾つかの改正が 21 年度にはございまして、この中でも健診項目につきましては、比企医師会のご要望もございまして、検討がなされた結果、国の基準とする健診項目に 21 年度からは血清尿酸、それから血清クレアチニン、この 2 項目、これは腎臓に関する検査ということでございますが、これを比企管内統一して実施をするということで、21 年度は比企医師会との契約を締結をさせていただいたところでございます。

また、21 年度からは、さらに基本的な健診項目に加えまして、昨年度、20 年度の健診結果に基づいて一定の基準のもとに医師が必要と判断した場合には、さらに詳細項目として心電図検査、そして眼底検査、議員さんのお話にもございました貧血検査、この 3 項目を追加して行うことができることとなっております。基本項目の中には入っておりませんが、この貧血検査についても医師が必要と認めた場合には 21 年度からは必要な方には実施していただくということになってございます。そういった中で、特定健康診査については昨年から実施をされたところでございまして、さまざまな課題といましようか、検討課題も今後出てまいると思います。また比企医師会との協議の中で検討をさせていただくことはあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 私からは、ナンバー 3 の (2) のがん検診の受け付け件数と受診件数につきましてお答えをさせていただきます。

集団検診におきます過去 3 年間の状況を申し上げますと、胃がんが、平成 18 年度が受け付け件数 266 人に対しまして受診件数 237 人でございます。19 年度が 319 人に対しまして 280 人、20 年度が 324 人に対しまして 286 人、3 年間の平均の受診率は 88.3% でございます。肺がんでございます。平成 18 年度が受け付けが 270 人、受診件数が 257 人、19 年度が 365 人に対しまして 344 人、平成 20 年度が 327 人に対しまして 309 人、3 年間の平均受診率は 94.8% でございます。大腸がんでございます。平成 18 年度が受け付けが 319 人、受診が 289 人、19 年度が 384 人に対しまして 349 人、平成 20 年度が 369 人に対しまして 350 人、3 年間の平均受診率は 92.6% でございます。続きまして、子宮がんでございます。平成 18 年度が 181 人に対しまして 160 人、19 年度が 260 人に対しまして 234 人、平成 20 年度が 278 人に対しまして 245 人、3 年間の平均受診率が 88.9% となっております。最後に、乳がんでございますが、平成 18 年度が受け付けが 276 人、受診が 266 人、平成 19 年度が 393 人に対しまして 368 人、平成 20 年度が 398 人に対しまして 379 人、3 年間の平均受

診率が94.9%となっております。肺がん、大腸がん、乳がんの受診率につきましては、おおむね95%前後ということでございますけれども、胃がんと子宮がんにつきましては88%台ということで、受診率が多少低くなっております。この理由といたしましては、検診の内容からいたしましても、胃がん検診は当日の朝うっかり何か食べてしまったり飲んでしまったというようなことが考えられます。また、子宮がんにつきましては女性特有の体調によるものではないかというふうにとらえております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 4番の直売所の活用について、(1)番、(2)番についてお答えをさせていただきます。

まず、(1)の大豆、麦、野菜の作付面積と生産量ですけれども、平成20年度の作付で数量を把握できていますのは転作田の作付で、ほかの転作田以外については作付面積等を把握していなくて、まことに申しわけないのですけれども、その辺についてお答えをさせていただきます。まず、大豆の作付ですけれども、12ヘクタールで21.6トン、小麦が65.1ヘクタールで208.3トン、それから野菜が6ヘクタールで109.8トンの収穫実績が出ております。それから、ほかの野菜等について生産組合のほうに確認をさせていただいたのですけれども、その数量については把握ができていませんでした。ただ、生産組合の総会等が終わってしまして、野菜の販売と加工品販売等を含めまして、直売所の実績として2億1,663万7,000円の売り上げがあったということでございます。

あと、次のみそ加工組合の人数と生産量なのですけれども、千手堂の加工グループで7名の方がかわっておりまして、50たるを20年度でみそをつくっているということで、1たる当たり48キロから50キロで、2,400キロから2,500キロの生産になるそうでございます。それから、大豆については、嵐山産の大豆を使って加工を行っております。それから、みそをつくるのに米も使うのかなと思うのですけれども、米についても農協さんから仕入れて使っているということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、清水議員さんからお尋ねをいただきました4点につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、小規模登録制度についてのお尋ねでございます。今細目については課長のほうから答弁をいただいたとおりなのですが、問題はいかにしてこの制度が機能しているかということが問題だと思うのです。それで、いろ

いり金額についてご指摘をいただきましたけれども、全くそのとおりでございます、そのままずっと来ているわけです。そして、町としての考え方というのは、どう機能して、どう地域の小規模事業者に影響が出せるかということで来たわけでありまして、今も話がありました、水道、電気等をはじめといたしまして、かなり機能をしてきている、そういう状況があるので、今までこのまま来て、差し支えないという状況でこのまま来ているわけですが、今ご指摘がありました。嵐山町の限度額というものが大変少ない、低いわけでありまして、今後におきましてはこれをもう少し拡大をしていく方向で検討をしていきたいというふうに思っております。

続いて、2番目の国保についてですが、一部負担金の減免についてということで、きのうもちょっと話がいろいろありましたけれども、国民健康保険法第44条の規定によりまして、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難な人に対しては、一部負担金の減免や徴収猶予ができるとされております。これを受けて、本町でも国民健康保険条例施行規則第12条に一部負担金の減免または徴収猶予に関する規定を置いておりまして、当該する事例については対応することとしているところでございます。ところで、例のない経済不況の中で雇用、失業状況の厳しい状況を踏まえますと、この減免規定の活用についても、従来の対応から一歩踏み込んだものにしていく必要があろうというふうには考えております。

そして、この一部負担金の減免についてですが、議員もおっしゃるように、20年度まで県の助成費の補助金として減免の2分の1ということで来たわけですが、21年度はこれを県の特別調整金の対象事業に切りかえて補助率を3分の2に予定をしている旨の説明が、最近の説明会において説明されたということで、担当課より報告を受けているところでありますが、この減免制度、こういう形で進んできておりますので、この減免制度を有効な形で使っていく、これから活用していく、成果を出していくというためには、迅速かつ適正な判断、審査ができるような具体的な運用基準、そして減免の基準をつくるのが課題というふうに思われておりまして、この研究には前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、3番目の健診でございますけれども、これも今担当課長のほうから詳しく説明をしていただきました。そのとおりの状況で、本年度も地元の医師会の先生方、そしてそのほかの状況等を考える中で、ご指摘のとおり検査項目をふやしたいということで、説明のとおりでございました。

そして、特定健康診査の費用については、健診項目の今言ったように増加、そしてこの健診が始まって、20年度に比較してその内容も上げてきているわけでありまして、費用自体も増加をしております。しかし、負担額にお

いては 900 円ということと同じに据え置いております。ということで、この 900 円も据え置くということは、余計に町の持ち出しもふえているということでございます。そのようなこと、それと近隣市町村との比較等においても現行、特段嵐山は厳しいなというところでもないようでございますので、現行でいきたいというふうに思っております。

続きまして、直売所の関係でございます。直売所につきましては、1 番、2 番について答弁をしていただきました。それで、食事どころ、それから加工施設という考え方でございます。嵐山町のこれからのビジョンというのはどうなのだというお話もちょっとありましたけれども、やはり嵐山町の農業というのは、電車に乗って南部のほうからずっと来ますと、もう田植が終わって、広い耕地のところがだんだん、だんだんこっちに来ますと狭くなってきて、嵐山を通り越すと山になって畑がなくなってくると、こういう状況。そして、町民憲章にもありますように比企丘陵の中核にあってということで、丘陵地を活用した農業ということに特定せざるを得ない状況ですけれども、逆にそれらを生かした形でいかなければいけないというふうに思うのです。ですので、ほかのそういう耕地の広いところ、あるいは特別耕地もないようなところと比べても、なかなか嵐山町の特性というのは出にくいというふうに思っております。比企丘陵の中核になるようなものをこれからもしっかり選んでいっていかねばいけないと思っています。特にこのところ農業政策が大きく変わろうとしております。米についての状況も、今までは減反をしてきた。でも、それが選択制に移りそうだというようなこともございます。そして、選択した場合に、その品種によっては今までより多くの助成制度みたいなものができくる。それで、全体として、嵐山町もそうですけれども、国の自給率を上げていくのだと、その方向がとられてきているわけでありまして、それらを踏まえてしっかり対応を図っていかねばいけないというふうに思っております。それには前から申し上げておりますように指導員も入りました。そして、町にある会議、例えば総合農政審議会だとか、そういうようなものをしっかり生かして、嵐山町のいくべき方向性というものをしっかりつかみながら一体となって進めていく必要があろうというふうに思っております。

それで、その中で食事どころ、加工施設ということですが、これも非公式ですけれども、先日の観光協会を中心に提言をお願いをしております。近々そういうようなものが何かできないか、つくろうかというようなプロジェクトチームみたいなものを立ち上げていただけるのではないかなというふうに今期待をしているのですが、そういう状況でございます。行政主導で、これをやったらどうだ、あれをやったらどうだということで出すのも一つかもしれませんけれども、やはりこれから考えていくのは、もうかる農業、もうかる商売

ということでなければいけないわけでありまして、補助金がこれがついたからとか、これから補助金がこれつきそうだとかいうことで消極的な形では、なかなかこれからの対応には厳しいものがあるかなと思ひまして、そういうプロジェクトチームを近々立ち上げてもらえるとありがたいというふうに思っております。そういうのも含めまして、将来的な考えはということでございますが、こういう食事どころ、あるいは加工施設についても、どういうものがあるのかというのを、嵐山町に合ったものが考えの中でまとまっていければいいなというふうに思っております。

○柳 勝次議長 第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、小規模登録制度ですけれども、今後拡大する方向で検討していきたいというお話がありました。では、どれだけ拡大をするのか、またいつ実施をしていくのかということになるかと思うのですが、先ほど言いましたように、少なくとも埼玉県の中には 67 の自治体がこの制度をつくっているわけで、近隣でも先ほど言ったとおりです。一番高いところで 130 万、嵐山からすると、嵐山は 30 万ですから、そういう面ではそれをぜひ拡大してほしいというふうに思っているのですが、では幾らぐらいまでを考えているのかと。そういう面では一番近い部分では滑川の 50 万というのが一番近いわけですが、少なくともやっぱり近隣に合わせて、小川は 100 万ですから、そういったレベルまでやっぱり引き上げていってほしいなというふうに思うのです。同時に、やっぱり小規模登録制度というのは、先ほど課長が言ったように地元企業の育成という面がありますから、自治体によってもどれだけできるかという地元の業者の力というか、資力の関係もあるのでしょうか、では一体嵐山はいつどのくらいまで引き上げていくのか、もし考え方があったらお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、一部負担金の話ですけれども、貸付制度よりも一歩前進してくるのかなという感じを持ちました。そこで、確かに町長が今言われたとおり、減免の具体的な運用を図っていくというふうに話がありましたけれども、減免の基準そのものが、これは示されている基準だと思うのですが、免除の場合は実収入が生活保護基準の 115%。それから、一部免除というのがあるわけです。一部免除の場合が世帯の実収月額が 115 から 120%。それから、徴収猶予という形のものもあるわけですから、基準そのものはそういう形で担当のほうには示されているのだと思います。一体なぜこれが制度としてあるのに全県的にも活用されないのだろうかというふうに思っています。それは、一つはやっぱり制度そのものを住民が知らない部分が相当あるのではないかなというふうに思っています。それは、PRそのものが不足してい

るのだというふうに思うのです。もう一つは、借りにくいという、申請方法に一つ問題があるのかなというふうにも考えています。そういう面では生活状況の申告書だとか、給与証明書だとか、いろんな申請書、そのほかに必要なものというのがありますから、いろんな制度そのものに対しての、申請そのものに対しての内容にもよるのかなというふうに思っています。そういう面では、これからやはり納付書が発行されるわけですから、できれば、制度そのものができているわけですから、それをぜひ納入通知書と一緒に発送ができればというふうに私自身は考えておりますけれども、ぜひ一つはやっぱりどれだけ被保険者の人たちに対してPRをするか、制度を徹底していくかということが大事になるのだというふうに思います。そのことによって、活用そのものが広がってくるのかなというふうに思います。補助金そのものもここで2分の1から、交付金という形にはなりますけれども、3分の2に拡大されたわけですから、そういう部分ではこの時期にぜひ周知徹底を図ってほしいというふうに思っています。ぜひ考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、直売所の関係ですけれども、観光協会のほうを中心にそういうものが始まりつつあるのかなというふうに思います。私もこれすぐすぐどうにかなるという話ではないのですが、町長言われるとおり、これからの農業そのものが、やはり現金収入をどれだけ得るかということなのだと思うのです。そういう点では、今聞いたところでは、みそも嵐山の大豆を使っているということなので、そういう部分を活用しながら、やはりみそ漬けというのが一つのメーンにもなるのかなと。みそからくるたまり漬けみたいなものもできくるのかなと。実は沢田農協というのが、これは全国展開をしています。沢田農協というのは長野ではなかったですか。ぜひ私たちも行ってみてきたいなというふうには思っているのですが、そういう点では、私は敷地そのものがやはりあの中に十分それをつくるだけのものがあるのかなというふうに思っています。

今の味菜工房のわきの部分の舗装になっていない部分でも、あれは対応できるのかどうかというのは私もよくわかりませんが、ああした部分を使ったり、小川のうどんを食べるところは、それは見た限りでは余りきれいではありません。ああいう形でも相当入りますから、やっぱり集客するという面ではいいのかなというふうにつくづく感じたのですけれども、吉見のほうはきれいです。券売機のところにもきちっといろんなものが売られるように整備がされていますから、吉見の場合はきちりきれいなものになっていますけれども、それでも食べる場所があれば、うどんはもう既につくっているし、てんぷらはつくっているし、場所だけあればすぐ始まるのかな。そのことによ

って味菜工房の人たちの利益にもなるだろうし、そこでは働く人たちも当然出てくるだろうし、農業面からいえば十分過ぎるほど小麦そのものは足りているのかなというふうに思っています。野菜のそうした加工についても、商品にならない部分も今度は商品になるということで、朝市の場合は多分いろんな形で自家栽培の人たちにも出してくださいよという呼びかけを朝市の場合はしていますよね。そういう面では、そうした部分の人たちの輪がもっと広がってくるのかなと。商品という面からすると、やはりあそこの直売所に出す商品そのものについては、いろいろ生産者組合との出す基準みたいなものがつくられているみたいですが、そういう面では加工してしまえば余ったものでも食べられるというふうに思います。そういう面でそうしたものをつくりながら、県内、郡内に発送ができるような、そういうまちおこしの展開も一つの方法かなというふうに考えています。実はのらぼう菜の場合は、ここ2～3年でセブンイレブンにも置くという話もちらっと聞きました。そういう面では、短期間であっても販路そのものが随分拡大したなというふうに思っています。そういう面では、確かに行政主導という形だと与えられたものという形ではなくて、そこにはやっぱり生産者組合もあるし、直売所の管理組合、直売所の組合もあるわけですから、いろんな形で情報をこちらから投げかけて、ぜひ農業振興とあわせて雇用拡大やまちおこし、そういうビジョンをつくり上げていってほしいなというふうに思うのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1番の小規模登録の限度額、これをいつどこでという話ですけれども、30万円ということでございまして、お隣の滑川さんが50万円ということで、その50万円に上げてどういう結果が出るのか、それがもっと多ければどれだけなおいいのかというようなこともあります。今入札の改革といいますか、いろんなあれをやっている最中でありまして、これを広げたときに、また小規模でない人たちが近くでということなので、入りやすいようなことであると、そういう人たちが加入してきたりということになると、どういふことになるかというようなことがありますので、当面50万円ぐらいまで上げたらどうかなというふうに考えているわけですが、その方向でいって、様子を見て、機能がされていないというようなことになったら困りますので、しっかり見ながら、当面少し上げて様子を見るというふうなことしていきたいというふうに思っております。

国保の減免制度につきましては、こちらもいつからどうだということでありまして、問題は納入通知と一緒にということ、これはできるかどうか

かりませんけれども、今も答弁させていただきましたように、県でこういう2分の1が3分の2になるというような一歩進んだ動き、そしてそれらの状況というのをしっかり説明を受ける中で、嵐山町にとってどういうことがいいのか、どういう形にできるか、適切な判断審査というのがいかに早くできるかということも問題ですので、前向きにしっかり取り組んで、これらの動きに対応ができるようなふうにとっていきたいというふうに思っております。期日のほうはちょっとあれなのですが、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っています。

4番目の直売所の関係ですけれども、直売所についていろいろご提言をいただきました。今長野かどこかで全国展開しているところがあるよというお話がありました。こういうところがこのごろあちこちに出てきているのです。それで、先日もある雑誌に載っていましたけれども、やっぱり全国展開をしているわけなのですが、そのこのところの組合組織というか、会組織にしているところは、団塊の世代だけではないですが、退職をされた方とか、そのほかの人たちが組んでおりまして、つくる人、売る人、管理をする人、いろんな専門分野があるのです。それで、農産物を売るのは売るばかりなのです。売りに出かけていく。そして、行ってきて聞くと、こういうのではなければ売れねえよと、こういうものをつくってくださいよ、売るほうの側とするとそういうことを言っているわけ。それで、つくるほうはそれを受けて、そんなこと言っちゃってできないよ、だけれどもこういうのならできるよというようなことで話し合いをしながらやっている。そのこのところが、これも本当にあちこちの雑誌にも載っているのではないかと、有名というか、大変そういうところでは有名になってきて、すごい規模でやっている。それもやはりこの地域だから、何をつくってそれというのでなくて、売るということをもっと前面に出してそのこのところは取り組んでいるような話も聞いております。ですので、今いろんな係、係で、それでしかもそのこのところは議員さんおっしゃるように、加工品については女性軍の意見というのは大変入っているような話もありますので、そういうものも踏まえていければというふうに思っております。

それから、そういうものをやるに当たっては、うどんだとかなんとかというのは、集客の目的だけでもいいではないかと、そういう形でやったらということでございます。

また、朝市の野菜の話もありましたけれども、朝市の野菜を出していただいている方というのは大変協力的なあれで、別にこのこのところに出さなくても直売所に持っていけば売れるのだよと。だけれども、やっぱり仲間同士だから、このこのところに野菜を置いておいたほうがいろいろいいだろうというふうな、会議の中でそういう意見でやっていただいているということです。

それと、今議員さんおっしゃるように、ちょっと回って問題を見つけるのかわかりませんが、そういうようなものも加工して売ってしまえばというようなことでありますが、身近なところでなかなか使いづらい、給食のところでも意外に嫌われてしまうとかという話がありますので、みんなで意識を変えてもらって、近くのをみんなで使っていくのだという原点に立って取り組んでいければというふうに思っております。ありがとうございました。

食事どころの件ですけれども、これも同じような考え方で、当面すぐぐぐぐといっても、どこどころがどうなのだということだと思っております。味菜工房の人がやるといっても、人数が限られた中でどういうことができるか。それと、そのところで例えば人を頼んで、直売所が施設をつくってあれして、そのところがどれぐらい集客になるのか、利益で回っていくのかというようなことも、やっぱりしっかり検討して進めていったらいいかなというふうに考えています。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時32分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

既に清水議員の再質問に対しての答弁が終わっています。再々質問をどうぞ。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) それでは、1点だけ確認をしておきたいというふうに思うのですが、国民健康保険の一部負担金の問題ですけれども、国は既に対象者も減免の基準も示していると思います。そういう面では、町はもう新年度が始まって、これから納付書がすぐ発送になるのだと思うのですが、制度を徹底するという点では非常に制度を理解してもらわなくてはならないし、大変な部分もあるのだと思うのですが、町の基準をきちっとつくって、早急に制度そのものを徹底するということが必要なのかなというふうに思うのですが、そういう面では国の基準が示されているとは思いますが、町のPRを早急に行うという点について再度お伺いをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

先ほどお答えをさせていただいたような内容で、係のほうにもそのような状況でございます。

それと、あわせて通知書と一緒にというようなお話があったのですが、その通知書の発送が1カ月後ということで迫られておりますので、そちらのほうの対応もございまして、それにあわせてということで大変ちょっと厳しい状況もあるかと思いますが、できるだけ対応をという先ほどお答えをさせていただいたような状況で、できるというふうにはここでは言えませんが、そういう形でできるだけ早く、それとこの減免の基準みたいなものについても、後期高齢の中でも参考になるような例もあるように聞いておりますので、それらを参考にしてできるだけ早く対応がとれるように努力をしてみたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 松 本 美 子 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、第12番議員、松本美子議員。

〔12番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番(松本美子議員) 12番議員、松本美子、一般質問を通告書に従いまして、議長の指名がございましたので、3項目質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1番目ですけれども、雇用不安についてということで4点ほどお願いをいたします。今国際的な経済危機というものが人々の生活の状態の中でも非常に苦しいというような状況が現時点でも続いておりまして、深刻化を増しているというふうな世の中でございますけれども、経済的な危機を苦しんでいる人たちは大勢いるのではないかというふうな観点から質問をさせていただきます。また、町は町民の実態につきましてどのようなふうにとらえており、また把握しているかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、どなたでも自分の自力で生活することが目的といいましょうか、当たり前な考え方といいましょうか、そういうような考えがどなたにでもあるのではないかと思いますけれども、どうしてもやむなくいろんな事情がありまして、生活保護世帯に申請する人も、ましてや100年に1度というような危機感をとらえている中で仕事あるいは病気、いろんな立場のところに立たされて、生活保護を申請する人たちもここへきて非常にふえているというふうな形、あるいはどんなふうにしたら生活保護がいただけるのかなというふうな町民からのお話等も私も聞かされてはおりますけれども、町の対応と、それから申告に来るといって、説明を聞きに来るといいましょうか、そういう方

がいらっしゃると思いますけれども、お尋ねをさせていただきます。

それに引き続きまして、今は残業、あるいは休み等が週休3日ぐらいふえてきたというような形で、なかなか企業等も大変だというような話で、親がある面では減給でしょうか、そういう中でまた最悪の場合には失業というような形になってくる家庭もありますけれども、そういった場合に、残念ながら就学がそのまましていられないというような場合、もっと大変になりますと、中途退学というような形にもつながってくるのかなというふうにも感じているわけですが、そのような相談が役場のほうにあったのかお尋ねをさせていただきます。

続きまして、今年度の21年度でございますけれども、職員さんも採用というような形が整って、2カ月ほどでしょうか、たってくるというふうになっておりますけれども、ここでの採用につきましては、男性も女性もないというような、平等というような形がとられていると思いますけれども、21年度の採用につきましては、男女はどんなふうに採用がなされたのか。あるいは、これは正規の職員、あるいは非正規職員を臨時というような形になりますけれども、この辺も何回か何人というようなことも出ておりますけれども、質問状にも書いてありますので、申しわけございませんが、再度伺わせていただきます。

続きまして、2になりますけれども、生活状態、状況といいたしましょうか、状態の把握につきましてお尋ねをさせていただきたいのですけれども、町民の生活状況につきましては、どのように把握しているのか、2点ほどになりますけれども、お尋ねをさせていただきます。

まず、高齢者世帯で国民年金生活、独居という形になるかなと思いますけれども、1人あるいはお二人でご夫婦で生活をなさっている家庭がどのくらいあるのかお尋ねさせていただきたいと思います。

続きまして、母子家庭あるいは父子家庭というもののいろんな状況を踏まえた上で何軒もありますが、そういった中での働く条件というふうになってきますと、なかなか難しい部分もあると思いますけれども、町では把握のほうは、正規雇用になっているのか、非正規雇用になっているのか、母子家庭、父子家庭ではどのように把握がなされているのかお尋ねをさせていただきます。

それから、2番になりますけれども、三役と、それと職員の削減というものが行われますけれども、なかなか厳しい状況が続いておりまして、臨時議会等が行われまして、人事院勧告だということもありますけれども、6月の期末手当が0.2カ月削減という形になりますが、なかなかこれもやむを得ない部分もあるかなというふうには思っておりますけれども、できることでしたら削

減をなさないでやれることが一番よかったのでしょけれども、この世の中の常といひましようか、そういうものもございまして、臨時議会でも可決をなされましたけれども、そういった状況の中で三役の削減額はどのくらいになるのかということが1点、それからもちろん職員さんの削減につきましてもお尋ねをさせていただきます。

それと、もう一点は、3年ほど前と比較いたしまして、三役あるいは職員の削減額がどのくらいの減額になっているのかをお尋ねさせていただきます。

それと、3番ですけれども、税徴収と土曜開庁についてお尋ねをさせていただきます。やはり土曜開庁というものは、町民への行政サービスの向上という点、あるいは満足度という点でしょうか、そういったようなものを考えますと、非常に町民側に立ちますとありがたい取り組みの一つなのかなというふうにも感じているわけなのですが、改めて土曜開庁を隔週で行われてきていたわけなのですけれども、そのときの町民課あるいは税務課の業務的な利用状況でしょうか、隔週での業務の、どのぐらいの利用状況があったのかということをお尋ねをさせていただきます。

それと、さらに利便性が図られまして、今年度からは土曜開庁は毎週土曜日の午前中ということでございますけれども、そうしますと職員のほうの側に立ちますと、なかなかこれも交代制で出ていらっしゃるというふうに思っていますが、それだけの仕事量がふえてくるというふうに考えております。そういった中で職員の体制はどんなふうに取り組んでいらっしゃるのかお尋ねをさせていただきます。

それから、最後ですけれども、税の徴収に関して、やはりこれはもう夜間ももちろんやっていらっしゃるようですし、それと休日でしょうか、あるいは午後も夕方でしょうか、夕方から夜間にかけてということによろしいでしょうか。その辺のところの方向性といひましようか、取り組み状況でしょうか、そういったようなものを、3番は3点になると思いますけれども、お尋ねをさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 私からは、ナンバー1の雇用不安についての(イ)と(二)についてお答えを申し上げます。

まず、(イ)の生活保護世帯の関係でございますが、本年3月時点の本町の生活保護世帯の状況でございますが、94世帯、137人の方が対象となっております。その中でも高齢者世帯が33世帯、これが一番多くて、次に

けがや病気による世帯が 28 世帯、障害者世帯が 12 世帯、母子世帯が 9 世帯、その他というふうになっております。このところの相談件数でございますが、平成 19 年度が 23 件、20 年度が 22 件と決して少なくない相談件数ではないかというふうに思っております。今年度に入りまして既に 4 件の相談が来ておりまして、そのうちの 3 件が生活保護申請をし、ほぼ決定となっております。残りの 1 件につきましては、派遣切りということで無職となってしまう、住むところもなくなってしまったケースでございました。幸い失業保険が適用となりまして、雇用促進住宅の入居も決定しまして、生活保護を免れることができたということで、ほっとしたところでございます。生活保護につきましては、資産やほかの制度など、活用できるものがあれば活用していただきまして、最終手段ということで申請をしていただくわけなのですが、嵐山町の場合は、最初の相談につきましては町が対応いたしますが、生活保護の認定は県が行うこととなっております。今後もこのような雇用状況が続いた場合には、相談件数の減少というわけにはいかないのではないかとこのように懸念をしているところでございます。

続きまして、(二) の生活状況の実態把握についてでございますが、高齢者の国民年金生活者、母子、父子家庭等の個々の生活状況についての把握につきましては、できていないのが現状でございます。各世帯の所得状況につきましては、税の申告等によりまして、ある程度把握することができますけれども、預金ですとか仕送り、援助の状況、資産の状況など、町では把握できない部分が含まれますので、実態をつかむことは大変難しい状況でございます。ただし、こうした中で地域の民生委員さんが社会調査や何かをしていただきまして、社会調査ですとか、また日ごろの見守り訪問、こうしたものをしていただいている中で、少し心配な家庭があるというふうな報告をいただいた場合には、町でも訪問をさせていただきまして、状況に応じた支援を行っております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、私のほうから 1 番の (ロ) につきましてお答えをさせていただきます。

町で対応しております相談業務につきましては、ご質問の趣旨に沿うような窓口といたしまして、教育委員会で行っております教育相談、それからまた総務課を窓口といたします相談業務があろうかというふうに考えております。お尋ねの内容につきましては、ここ 1 年ほど調べてみましたのですけれども、お尋ねのような相談はございませんでした。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、最初に1番の(ハ)につきましてお答えをさせていただきます。

21年4月1日採用、採用職員数は5人でございます。男性が2人、女性が3人でございます。正規職員でございますけれども、やはり本年4月1日現在で152人、男性102人、女性50人、全体における割合が男性が67.1%、女性は残りでございます。非正規職員でございますけれども、やはり4月1日現在で64人、この内訳でございますが、嘱託員が6人、臨時職員が58人でございます。男女の区別ですと、男性が8人、女性が56人というふうになっております。非正規職員の全体の職員に占める割合につきましては、29.6%でございます。

次に、大きな2番目の(イ)の関係でございますけれども、このたびの人事院勧告期末勤勉手当の凍結の影響額、三役につきましては、凍結額43万2,000円でございます。一般職員につきましては、1,179万5,000円でございます。なお、一般職員1人当たりの影響額は、平均で7万7,600円となっております。

次に、(ロ)でございますけれども、3年前と比較しての削減額でございますが、3年前、議員さんご案内のように平成18年、19年と、三役につきましては特例減額ということで、給料そのものの減額措置が講じられておりました。特例減額のときの期末手当の額につきましては特例減額前と、これ平成17年と比較をすることになるわけでございますけれども、比較をいたしますと127万7,000円の減額でございました。今回0.2期末手当が引き下がるわけですが、平成20年度を思い起こしていただきますと0.05、これ特別職も議員さんも町の一般職員も引き上げがあったわけです。そうしますと、この3年間のお話でございますと、0.15の引き下げになるというふうなことでございます。そういたしますと、この削減額、率は下がりましたけれども、特例減額を行っておりましたので、逆に金額とすると45万6,000円、三役につきましては3年前と比較すると増加になるということになるわけでございます。

それから、一般職員でございますけれども、今ご案内のようなことでございまして、期末勤勉手当総額で1,581万6,000円の減額と、こういうことでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、ナンバー3の(イ)から(ハ)までお答え申し上げます。

まず、(イ)の土曜開庁の隔週時での利用状況ですけれども、土曜開庁は第1と第3の土曜日、午前中実施いたしました。平成19年度と平成20年度の実績を申し上げたいと思います。まず、平成19年度ですが、開庁日数が24日です。税務課の来庁者は147名、内訳ですが、証明書等が33名、納税に来ていただいた方が114名、納税額については349万6,622円です。平成20年度ですが、開庁日数が23日、来庁者が179名、内訳ですが、証明書等が38名、納税者が141名、納税額にして610万5,900円です。

それと、(ロ)の21年度の土曜開庁の職員体制ですけれども、4月、5月は今までと同じように第1、第3土曜日を開庁いたしました。6月から毎週土曜日の午前中開庁となりますけれども、税務課では町民税担当、資産税担当、収税担当の3つの担当がありますので、その担当の職員及び必ず管理職が配置になるようにローテーション表を作成し、実施いたします。平成21年度の開庁日数は46日となっております。なお、土曜開庁に勤務した職員は同一週に振りかえで休みを必ずとるようにしております。

続きまして、(ハ)の税徴収の方向性ですけれども、基本的には今までと変わりません。現在行っている毎月第1、第3、第4金曜日に夜間徴収、毎月最後の日曜日に休日徴収、5月及び12月には収税強化月間ということで、町民課及び健康福祉課とともに、日曜日を含めて約8週間ほど臨宅徴収を実施するとともに、納税相談を日曜日及び土曜日に6回実施いたします。また、各税目の納税通知書及び催告書等の発送の際には、土曜開庁のお知らせを同封しております。土曜開庁日がふえたことにより、収納率が少しでも上がることを考えております。これは期待しているところです。

なお、納税整理相談事業として毎年県の指導も受けており、今年からは埼玉県市町村税收確保協議会による個人住民税納期内納付キャンペーンをより効果的に実施するために、県及び市町村が連携した納期内納付キャンペーンを実施することになっております。方法としては、個人住民税の納期内納付を呼びかけるポスターを掲示、自営業者、ドライバー及び家庭を預かる主婦にターゲットを絞り、FMラジオスポットCMによる呼びかけ、広報紙による呼びかけを行います。ポスターについては、先日町の公共施設に掲示いたしました。4月号の広報には納税カレンダーを掲載いたしました。また、本当に悪質な滞納者については預金、給与、所得税の還付金等を差し押さえたいと思っています。いずれにしても町税の徴収率の向上につきましては、今後積極的に努力していきたいと思っています。また、担当職員の資質の向上、町民の納税意欲の向上などにつきましても今後積極的に努力していきたいと思っています。

以上です。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、生活保護の関係なのですけれども、町が窓口で、あとは県のいうことは承知いたしておりますけれども、これは生計そのものがお一人の場合、あるいはご夫婦とかいろいろのケースがあると思うのですけれども、町で受け付けるといふか、相談でしょうか、そのところまではどのぐらいの水準でしょうか。まるっきりゼロに近い方でなかったら、そういうものがおりないというふうには感じてはいますけれども、相談に来るときはそこまではまだいないのかなというふうにちょっと思っているのですけれども、なかなか把握するのは難しい部分もあるのでしょうか、基準でしょうか。

それと、(ロ)の関係では相談というものがなかったということですから、まだそこまで追い込まれていなかったのかなというふうに、中途退学の関係なのですけれども、ある面ではほっといたしているところです。ありがとうございました。

それから、あとは(ハ)のところに入りますけれども、職員さんの関係なのですが、一般職よりも技能技術職員をふやしていって、できる限り町の職員さんでいろんな分野で対応を各課でやっていけたらというような方向は、町長のほうからも何回か伺っているかなというふうには思っておりますけれども、そうしますと5人ほどの採用だったというふうに答弁等がございましたが、その中で男女の比率も教えていただきましたけれども、この中では技術職の方も何人かおられたと思います。早々と退職なさった方がもしいたらいるのかなというふうにも感じておりますけれども、問題点か何かあったのでしょうか、教えてもらえる範囲内で結構ですが、お願いをいたします。

それと、早速来年度の募集等もかかっているようですけれども、その辺でも技術職、技能職の関係の人も募集がかかっているようでしたけれども、その辺では今年度との絡みが何かございましたら、答弁をいただける範囲内で結構ですけれども、お願いをしたいと思います。

それに伴いまして、いろんな課で専門職の方がいらっしゃるほうが、仕事の能率的なものも上がったりしてよいという考え方はもちろんわかりますけれども、その反対に、ある面では障害の関係の持っている方も、手帳をきちっと取得している方も雇用状況の中には入ってくるのかなというふうに思っていますけれども、町では採用はしているというふうには思っています。把握もしていますけれども、これからの体制としてももちろんその辺のところも正規あるいは非正規というような形では採用していける考えであるのでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

あと、土曜開庁の関係なのですけれども、細かく答弁をしていただきましたので、おおむねわかりましたけれども、なかなか徴収に伺いますといろんな場面に遭遇することももちろんあるでしょうけれども、夜間等は特に事故というようにところまでいくかわかりませんが、そういうようなことに遭ったことがあるのか、その辺のところの対応等もあるのかお尋ねをさせていただければと思っております。

それで結構ですので、お願いします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 生活保護の相談をする時点での所持金の状況というふうなことでよろしいのでしょうか。ケースによってさまざまなのですが、所持金を幾らも持たずに、本当にあしたからすぐ困るというような方が相談にお見えになることもありますし、中にはある程度預金を持って、先のこと心配になって相談に見えるというふうな方もおります。ただ、この認定をするまでの間が2週間から30日、1カ月ぐらいかかるというふうなこともありますので、その間の生活費があれば、とりあえずやっていけるわけですが、本当に所持金なしでというふうな場合には、福祉資金というふうな形で一時お貸しするようなことをしております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 本年4月の新採用職員、残念ながら1人退職が出ております。理由でございますけれども、一身上の理由、それから家庭の事情というふうなことでございます。なお、この技術職員、議員さんもお案内だと思っておりますけれども、については新年度改めて採用したいというふうに考えております。

それから、障害を持たれている方の採用の関係でございますけれども、現在のところ法律上の法定の雇用率については充足をしております。今後は、その法定雇用率を見ながら採用を判断していくというふうなことになると思います。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 夜間徴収の事故等ですけれども、今までそういう大きい事故とかトラブルというのはございません。

以上です。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、1点になるかと思うのですが、

答弁漏れかなという気もしますけれども、臨時職員さんの今後の方向というようなものを質問に入れなかったか何かわからないのですけれども、3回目ですので、やはり失業する方が意外と若くてなさっている方もここへきて多くなっているかな。そういう点ではなかなか職が見つからないと、そういうようなお話も、若い方も結構そういう話を聞かされておりますので、方向性を少し伺えればと思っております。やはり登録制をとって、それからという形になってくるのでしょうか。その1点お願いします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 臨時職員の関係でございますけれども、これは町に非常勤職員、臨時職員取り扱い要綱というのがございまして、これは条規法にのっとって要綱が整備されております。これに従って町は雇用をしているわけでございます。議員さんおっしゃられるように面接を行い、登録をし、そして登録者の中から採用していくという考え方でございます。

なお、臨時職員はかなりふえておりまして、これにつきましては一般の職員が減っていく中で、仕事が減っているわけではございませんで、それにどう対応していったらいいかということで、苦肉の策として、これはどこの自治体でも同じような現象が生じております。このことについては、いろいろ課題はあるわけでございまして、そういったことを頭に置きながら、今後も採用は続いていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第46号～議案第49号の委員長報告、質疑、討論 採決

○柳 勝次議長 日程第2、第46号議案 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件、日程第3、第47号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第4、第48号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件及び日程第5、第49号議案 町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)の件、以上4件を一括議題といたします。

本4件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 総務経済常任委員会より町道路線の廃止並びに認定についての審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託のありました議案は、第46号から第49号までの4議案で、廃止2路線、認定2路線の合計4路線であります。

審査は、6月3日午前10時から始めました。当日は、説明員として田邊都市整備課長、内田都市整備課管理担当副課長に出席を求め、初めに説明を受けた後、直ちに現地調査を行いました。

議案第46号は、議案台帳の補正によるもので、菅谷地内1路線の廃止についてです。場所は、新設されたポケットパークのところで、信号から駅前へ続く側と旧254号、現在県道深谷－嵐山線に沿う部分で、信号から埼玉縣信用金庫の駐車場手前までです。

議案第47号は、町有財産払い下げ申請により1路線を廃止する件についてです。場所は広野地区で、県道深谷－嵐山線を七郷小学校のほうに向かい、関越自動車道をくぐってすぐ右側の農地の中です。

議案第48号は、46号と同じ場所で、道路台帳の補正による認定についてです。先ほど廃止した道路の信号から駅へ続く部分を認定するものです。今1メートルくらいの歩道がありますが、それに沿ってポケットパーク側に1.5メートルの歩道が設置されました。合わせて2.5メートルくらいの歩道になり、この歩道を町道として認定するものです。なお、深谷－嵐山線側は県の歩道として今後認定される予定です。整備は既に終わっております。

議案第49号は、道路敷地の寄附により、川島地内1路線を認定するものです。場所は、天沼の先50メートルぐらいのところを右に曲がった団地の中です。平成2年に民間業者が開発したもので、この道路の利用者は2軒です。

以上、4議案すべての場所を調査し、帰庁しました。帰庁後、質疑、意見交換へと進みましたが、いずれもありませんでした。そのため直ちに採決へと移り、採決は1議案ずつ行いました。

採決の結果ですが、議案第46号 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)は全員賛成、議案第47号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)については全員賛成、議案第48号 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)については全員賛成、議案第49号 町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)については全員賛成でありました。

よって、本委員会では議案第46号から議案第49号までの4議案すべての案件を原案のとおり全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、第46号議案 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第47号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第48号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第49号議案 町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○柳 勝次議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議員提出議案第3号 農地法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書(案)の提出についての件、議員提出議案第4号 子ども医療費無料化を求める意見書(案)の提出についての件及び議員提出議案第5号 妊産婦検診の全額国費負担を求める意見書(案)の提出についての件、以上3件を日程に追加し、順次議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、本3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議員提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、議員提出議案第3号 農地法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 本意見書の提出は、本委員会に付託のありました農地法の改正に反対する請願審査の結果、提出するものであります。そのため請願審査の結果からご報告いたします。

6月3日午後1時半から 202 会議室で委員全員出席のもと開会しました。紹介議員として清水正之議員、説明員として水島産業振興課長に出席を求めました。

初めに、紹介議員の清水正之議員より次のような説明がありました。今回の改正案は、企業参入を認めようというものです。耕作放棄地が全国で問題になっていますが、企業参入があれば耕作放棄地の解消が進むかというに進むものではなく、平らな優良農地にしか参入しない点や、千葉県では農業委員会に産業廃棄物業者からかなりの問い合わせがあり、土壤汚染の心配があることなどが説明されました。

その後意見交換に入り、請願に賛成意見として、企業参入があれば、遺伝子組み換え作物や農薬の多使用など、安心して食べられない作物が出回ることになるなどの意見がありました。

一方、反対意見として、農業従事者は今後少なくなっていくと思う。した

がって、企業に参入してもらわないと、食料の安定供給ができなくなるのではないかといった意見などがありました。

その後採決に移り、採決は賛成、趣旨採択、反対の順でとりました。結果ですが、賛成3人、趣旨採択ゼロ人、反対3人でした。3対3の同数のため、委員長採決となり、私は賛成を選択いたしました。よって、本委員会は採択となり、本意見書の提出に至った次第であります。

それでは、農地法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書(案)を朗読いたします。

農地は食料生産の基盤であるとともに、生態系の保持、洪水防止機能など大きな役割を果たしています。その農地の利用に企業参入を認めようというのが、農地法の一部改正案です。

政府はこれまで農業生産法人の要件緩和、特定法人貸付事業による「リース方式」の全国展開など、規制緩和により株式会社の農業参入を進めてきました。しかし、農地の違反転用や産業廃棄物の不法投棄などの事例が明らかになっています。

農業への企業参入は財界が強く主張したもので、企業型農業経営では利益が第一です。安全な食料生産には人の手が欠かせませんが、利益を出すために労働者を減らすことが予想されます。それは除草剤や農薬の多用、さらには虫がつかないようにと遺伝子組み換え作物も生産されることが危惧され、土壌の劣化や環境への影響も考えられます。

耕作放棄地や農業従事者の確保など、農業が抱える問題は大きな課題です。この問題の解決には企業参入ではなく、輸入自由化や価格の暴落を抑え、農家経営が成り立つ農政以外にありません。

よって、政府においては、農地法の一部を改正する法律案を廃案にすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月。埼玉県比企郡嵐山町議会議長、柳勝次。

送り先は、衆参の両院議長と内閣総理大臣、ほか関係各大臣でございます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) ただいま委員長報告にありましたように、3対3で委員長の採決で採択ということで決まりましたけれども、今の委員長の報告の中にもあった、全国的に遊休農地がふえていて、これは社会問題になっております。嵐山町を見た場合、農林業、この間も一般質問の中で林業のほうはありましたけれども、嵐山町の山林は面積が940ヘクタールありまし

て、そのうちの 80%である 758 ヘクタールが放置されており、畑にあっては、これは市街地を除いた面積ですけれども、471 ヘクタールありまして、約 160 ヘクタールですか、34～35%が放置されております。放置の原因はさまざまあると思いますけれども、高齢化に伴う労働力の不足、また土地の条件が悪くて借りる人もいなかったり、外国から低価格の農産物が輸入されるなど、いろいろあると思います。今回委員長が言ったように、農地法の一部改正は、企業を参入して遊休農地を減らして自給率を上げようということです、企業参加というのは。この意見書の中にもあるように、幾つか問題あると思いますけれども、企業が参入すれば、農地の違反転用や産業廃棄物の不法投棄もやっぱり心配されると思いますけれども、そこには今度の法律の中にももっと開発が難しく、許可が難しくなっておりますし、農業委員会がチェックポイントですか、それがかなり重要視されてくると思います。嵐山町の農業委員会を信用しながら、そういう企業の参入に当たってはチェックしてもらうのが私は必要ではないかなと思うのです。

いろいろ考えた場合、私は嵐山町の遊休農地を守っていくには企業の参入しかないと思っておりますけれども、また農業委員会のチェック体制をもっと強固にしてもらって、嵐山町の農地を守ったり、労働力不足の解消をしていくのが最高ではないかなと思いますけれども、ちょっとその見解を聞きたい点ですけれども、よろしくお願いします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 普通委員会でやった、個人の意見を求めるというのはないのですけれども、求められておりますので。

遊休農地を守るって遊休農地が解消するかということだと思うのですけれども、企業参入があれば恐らく平場の優良農地にしか参入しないと思うのです。今遊休農地、耕作放棄地となっているのは、なかなか耕作がしにくいところが嵐山でもなっております。そういうところというのは、企業もやっぱり生産性を考えると参入がしてこないというふうに思われるのです。仮にそういうところへ参入があったとすると、かえって何をするかなくて心配をするわけです。千葉県では産業廃棄物の業者がかなり連絡があると、農業委員会のほうに行っているということでありますので、そういう業者が借りる、参入してくると、当然心配するわけです。土壤汚染とか。そういうことで、遊休農地の解消には今度のこの制度では解消しないというふうに思われます。それから、もし企業が農業をやりたいということであれば、現行法でも十分できるわけです。この意見書にもありますように農業生産法人の要件が緩和されておりますし、特定法人貸付事業によるリース方式というのもできています。

嵐山町でも企業が参入しようと思えばできるわけです。ですので、本気でやろうと思えばできるわけで、それをもっと緩和して、何の審査もないようなところで入ってきてしまうという状況が今後出てくると、やはり農地、何をするかわからないなというのが心配なのです。それは、農業で作物をつくってみても、除草剤や農薬の多使用、あるいはもっと生産性を上げたいということで、手間をかけないで生産性を上げたいということになれば、遺伝子組み換えの作物へと進んでいくのではないかというふうに思われるわけです。やはりそういうことが心配でありますので、この法案の採択が必要かなというふうに思うのです。

それで、企業参入が現時点でもあるのですけれども、ただ北海道だとかでは参入しているのですが、やはり採算性が上がらないということで、撤退をしている業者もいっぱいあるらしいのです。ワタミという、委員会ではそういう名前が出たのですけれども、ワタミというのも一つだけを残して、何かほかは全部撤退をしたというようなことも出ていますので、現状の農政では企業がやろうが、個人がやろうが、そんなには利益は出ないと。やはり利益が出なければ企業は撤退をしていくということになってしまうことが十分考えられるというふうに思われ、今の農政を根本的に変えていかないといけないというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) この問題は、非常に難しい問題だと思いますけれども、この間も林業のほうの関係ちょっと言いますと、林業のほうも人不足で、本当にやればやるほど損をするという今時代なのでして、県のほうでも力を入れて、また日遊技ですか、あと損保ジャパンとかと協定しながら嵐山町の産業を守っていくということなのだと思いますけれども、この法案なのだと思いますけれども、皆さんも知っているとおり、国会でも自民党と公明党が法案をつくって、民主党が一応一部改正をしながら、これは衆議院が通っております。民主党と公明党さんも参加しながら通っておりまして、私はそれを廃案で、また参議院に行くわけなのですが、これは可決すると思います。私は、このような段階の中で廃案をするということは反対なもので、これに対しての意見書を出すのは反対です。

○柳 勝次議長 ただいまのは意見ですね。

ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) 農地法改正の廃案を求める意見書提出に反対します。

1952 年の農地法制定において日本の農地改革は成功し、農地は大地主から多くの農地を耕作する人の所有になりました。半世紀以上たった今、農地の値段が宅地と同様に高騰し、農業生産よりも農地を他の用途に転用するほうが利益が上がるようになった地域があります。そのために新たに農業を職業として選択しようとする人、法人は農業者として農地を利用することが困難になっています。

請願者の趣旨は、農地法を耕作する人が農地を所有する理念から、農地を有効利用する理念に変更すると、大企業や外資系企業が入ってきて、農業が市場原理主義で行われること、農業で利益を出せないとき、農業以外の目的に農地を使用するおそれがあること、産業廃棄物を農地に不法投棄されるので、改正法案を廃案にすることを求めるというものです。

農地法の改正の趣旨は、個人、法人を問わず、農業を行う者に農地を利用できるようにする改正であるため企業参入の不安はありますが、同時に農地の価格が農業の収益よりも上昇し、農業収益の減少により、耕作をしない農地がふえ、耕作をしているかしていないかわからない農地を農業権を持つ人が所有し続けることによって、新たに農業を職業として選択する人にとっては、農地を得ることができないことも事実です。農地の売買による農業規模の拡大が困難なこと、賃借も貸し手が農地を返してもらえなくなることをおそれ、農地が貸し出されなくなっている現状もあります。

新たに有機農業を職業として志す人からは、農業権は5反以上なくてはならないため、農地を得ることができず、農業参入が難しいこと、改正農地法では地区で農業権の規模を決めることができるという条文もあり、廃案にする必要はないのではないかという意見を伺いました。

企業参入によって日本の農業が崩れるという不安に対しては、企業参入によるマイナスを防ぐ制度を確立、法制度で対応できます。50 年間で日本の農地は現在の水田面積に当たる 250 万ヘクタールがなくなりました。これは、農地を他の用途に転用する地目変更によって減少したものです。農地よりも宅地や商業地、工業用地にすることのほうが個人所得が上がり、税収もふえるという場合、市町村による農用地区域の変更が進み、農地は他の用途に転用されます。

農地法改正に至る背景、課題も含め、農業の生産物に所得補償を検討

すべきです。農業が市場原理主義で導入されるかもしれないという問題は、非常に悩ましいことですが、であるからといって直ちに改正法の廃案を求めるのはいかがなものかと思われ、本意見書、農地法改正の廃案を求める意見書の提出には反対いたします。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号 農地法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書(案)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手6名〕

○柳 勝次議長 6名。

念のために反対の方の議員の挙手を求めます。

〔挙手6名〕

○柳 勝次議長 6名。

以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第 116 条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決いたします。

議員提出議案第3号については、議長は可決と裁決いたします。

よって、議員提出議案第3号については、可決と決しました。

なお、本案の可決によりまして、請願第1号 農地法の「改正」に反対する請願は採択されたものとみなします。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時51分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提出議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、議員提出議案第4号 子ども医療費無料化を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11 番 安藤欣男議員登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) 議長のご指名いただきましたので、議員提出議案について提案をさせていただきます。

なお、意見書の朗読をもって提案説明にかえていきたいと思います。

それでは、朗読をいたします。

議員提出議案第4号、嵐山町議会議長、柳勝次様、提出者は安藤欣男と賛成者、川口浩史議員、松本美子議員でございます。

子ども医療費の無料化を求める意見書(案)の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出しますということでございます。

裏面をごらんいただければと思います。

子ども医療費無料化を求める意見書(案)

少子化の進行は深刻であり、加えて、若年家庭の所得の低さについては周知のとおりである。政府においては、子育て支援策として、定額給付金のほか子ども手当を、平成20年度第2次補正予算で成立をさせた。

わが国の医療保険制度では、就学児前の医療費を本人負担2割としたが、市町村はこども医療費の無料化を、自治体施策ですすめている。そのため、子ども医療費支援については自治体においてさまざまである。

自治体財政により態様はさまざまであるが、市町村が子ども医療費の支援をせざるをえない現実があり、その実情は自治体財政を圧迫している。

本町においては本年4月より、中学生までの医療費の無料化制度を創設した。子ども医療は、社会保障であり、自治体の先進施策に任せるべきではなく、国で行う施策として取り組むべきである。

また、国は、市町村が医療費の窓口払いの廃止を推進すると国民健康保険助成額を減額する制裁措置を行っている。

政府は子ども医療費支援を自治体の先進施策に任せるのではなく、子ども医療費の無料化を実施し、子どもの医療保障・若年家庭への子育て支援の実施を行うよう強く求める。

以上地方自治法第99条に従い意見書を提出する。

平成21年6月、嵐山町議会議長、柳勝次。

提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私たち共産党は、子ども手当については全くのばらまき福祉というふうに考えています。それだけは表明しておきたいというふうに思います。

児童手当がある中で、なぜ3歳から5歳までに改めて手当を支給するのかという意味が全く通らないというふうに思います。

それから、ちょっと子ども医療の問題について、全国的な指標ですけれども、東京都が12歳まで引き上げられます。そういう点では入院も通院も多くの県が就学前まで無料化を実施をしているというふうになっています。また、政令都市においてもばらつきはあるにしても、通院で入学前、それから入院では小学校6年生卒業までや中学校卒業までというのが多くなっています。

ちなみに、埼玉県の中では、嵐山は引き上げていただきましたけれども、15歳までというのが37自治体、入院がですね。それから、通院についても15歳までが13自治体ということで、そういう面では就学前までが18自治体、それから通院では38自治体というのが埼玉県の現状です。ちなみに、窓口払いの廃止については、42自治体が窓口払いを廃止をしています。

そういう中で、この意見書の中に子ども医療費の無料化を実施しということで、何歳まで一体実施をするのかというのが明確にうたわれていないのです。私たち共産党は、少なくともそういった状況の中で、就学前までは県が実施をするという要請を国にしています。そういう点では埼玉県でもそこまで引き上がっているわけですから、そのことによって多くの全国的な県がそれ以上の引き上げを実施をするだろうというふうに思います。そういう面では子ども医療費の無料化を実施しということですから、私たちはこの部分をそういうふうに考えていただければなというふうに思っています。

少なくとも全国の都道府県が多くの、一番低い部分では3歳未満というところもあるので、圧倒的に多くの都道府県が就学前までの入通院というふうになっていますので、ぜひそういう考えのもとで意見書を提出するというふうに考えていいのかどうか。私たち共産党としては、そこまで国のほうに要望しているというふうになっております。もし考え方があったら、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今清水議員のほうから共産党の施策が述べられました。おっしゃるとおり子ども医療の無料化というのは大変な課題でございまして、今東京都の話が出ましたが、全国的にはえらい差があるわけです。ですから、財政力のある自治体あるいは県、そういうところは非常に進んでいる。ですから、ようよう埼玉県としても小学校6年まで引き上げた。それを受けて本町は中学まで、入通院までやるというふうに今進んできたわけですが、それがこの請願書が出てきた意図とするは、大変今地方財政が圧迫されたと、それについては何か国がやるべきではないかという意見だというふうにとらえまして、再三議論は各会派に持ち帰って議論をいたしました。

そういう中でこの過程をちょっと申し上げますが、文言の修正等々もありまして、中編のところですが、本町においては、ここにありますが、その下の自治体の先進施策に任せるべきではなく、国で行う施策であるというふうに断定をしたものが出てきておりました。これにつきましては、これから取り組むべきだと、そういうふうな表現を変えました。

ですから、清水議員がおっしゃる共産党は就学前までだということで、本案は何歳までというのは確かにはないのですが、今後老人福祉政策も進んで、本当にこれは進んでまいります。今後子育て支援、これは国ももっと積極的にやるべきだというような趣旨にとりまして、出すということに決したわけでございます。

以上でございますが。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第4号 子ども医療費無料化を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第8、議員提出議案第5号 妊産婦検診の全額国費負担を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11 番 安藤欣男議員登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) それでは、議員提出議案第5号についてご説明あるいは提案をさせていただきますが、本案につきましても議員提出議案で全員で出しましょうということの合意ができておりますので、朗読をもちまして提案とさせていただきます。

議員提出議案第5号、嵐山町議会議長、柳勝次様。提出者は私安藤欣

男、賛成者、川口浩史議員、同じく賛成者、松本美子議員でございます。

妊産婦検診の全額国費負担を求める意見書(案)の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。

妊産婦検診の全額国費負担を求める意見書(案)

平成 20 年度第2次補正予算において、追加経済対策のひとつとして、国は妊産婦検診6回分から 14 回の2分の1の補助を組み込んだ。

市町村においては5回分までを自治事務として、全額負担し、6回から 14 回の検診費用について2分の1の補助を行うのが実情である。

6回から 14 回分までの検診補助については、追加経済対策であるため、平成 23 年度予算では、その補助額は不確定である。

少子化対策として、妊産婦検診の全額無料化は今後も必要なものであり、100%補助の交付を求める。

以上、地方自治法第 99 条に従い意見書を提出する。

平成 21 年6月、嵐山町議会議長、柳勝次。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、参議院議長、衆議院議長。

以上でございます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 10 号 妊産婦検診の全額国費負担を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○柳 勝次議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議会活性化特別委員会設置及び委員の選任について

○柳 勝次議長 日程第9、議会活性化特別委員会設置及び委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。12人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化に向けた調査検討についての件を付託の上、閉会中の継続調査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

12人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化に向けた調査検討についての件を付託の上、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議会活性化特別委員会の委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 4時06分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会活性化特別委員会正副委員長の互選結果報告

○柳 勝次議長 議会活性化特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に清水正之議員、同副委員長に吉場道雄議員。

以上であります。

この際、議会活性化特別委員長より就任のあいさつをお願いいたします。

それでは、清水正之議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会を開きまして、私委員長に選任をいたしました。いずれにしても非常に難しいテーマを与えていただいたなというふうにも思います。ぜひ委員の皆様をはじめ執行部の皆様にもご協力を願いたいというふうにも思います。

今活性化そのものが叫ばれて、いろんな自治体が手がけています。この間もこの議会では活性化、議会の内容も変えてはきました。それを一層進めていくというのが今回の任務かなというふうにも思います。ぜひよろしくお願いをいたします。（拍手）

○柳 勝次議長 ありがとうございます。

以上で議会活性化特別委員会の選任の件を終わります。

◎日程の追加

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○柳 勝次議長 日程第 10、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○柳 勝次議長 これにて本議会に付議された案件のすべてはすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 21 年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月2日に開会をされまして、6月8日の今日まで7日間にわたり、極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成 21 年度一般会計補正予算をはじめ、諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。また、人権擁護委員の推薦に当たりましてもご同意を賜り、深く感謝を申し上げる次第であります。議案審査並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討をいたしまして対処する所存でございます。

さて、今議会に新たに河井勝久議員さんが副議長に就任をされました。まことにおめでとうございませう。柳議長、河井副議長のもと、さらに充実した議会運営がなされますよう心からご期待申し上げます。

終わりに、梅雨入りも間近な時節柄、議員各位におかれましては健康にご留意をいたしまして、ご活躍いただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のあいさつといたします。

まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○柳 勝次議長 次に、本職よりごあいさつを申し上げます。

平成 21 年第2回定例会も本日をもって閉会となりますが、6月2日からきょうまで7日間にわたり、議員皆様には熱心な、そして活発な審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただきました。また、今議会では村田廣宣元副議長の哀悼決議、それに伴う議会人事もありましたが、皆様のご協力によりスムーズなうちに、ここに第2回定例会が無事閉会できますことに対し、心より御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

また、町長をはじめとする執行機関の皆様には、審議の間常に懇切丁寧な説明なり、答弁をいただき、そのご労苦に対しましても深く敬意を表するものであります。

提出された議案は、人事、条例、補正予算、その他で合計 14 件でありましたが、すべて原案どおり可決されました。議員提出議案は3件提出され、いずれも可決されております。一般質問には8名の議員が登壇され、当面する町の諸問題に対し活発なる議論が展開されました。提言やご意見は、今後のまちづくりに大いに生かされることを期待するものであります。

さて、地方分権がますます叫ばれる中、地方議会のあり方も問われる時代だと思われませう。そうした中で今定例会では議会の活性化に向けて特別委員会が設置されました。今後本町議会が地方議会の先進地として発展し

ていけばと希望するものであります。

社会に目を向けますと、一部の新聞等では景気の底入れがなされたとの報道もありますが、まだまだ厳しい状況は続くと思われます。加えて、本町では財調の残高も極めて厳しい数字の中にあります。町執行部におかれましては、引き続き健全な財政運営で取り組まれるよう切にお願いするものであります。

結びに、数日中には梅雨入りの予想もされます。執行部の皆様、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目ゆえ、十分健康には留意されまして、ますますのご活躍を祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○柳 勝次議長 これをもちまして、平成 21 年嵐山町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時14分)